

## 平成30年度 滋賀県就職準備金貸付事業募集要項

滋賀県では、保育人材の確保を図ることを目的に、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の再就職支援を図るため、保育士として再就職するための準備に必要な費用を貸し付けます。貸付は無利子です。滋賀県内の保育所等に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

### 保育料の一部貸付および就職準備金貸付は、併用して貸付けることが可能です

#### 1. 貸付対象者

次の要件のいずれも満たす者とする。ただし、保育士として週20時間以上勤務する者に限る。

- ① 保育士登録後、1年以上経過した者または保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業もしくは保育士試験の合格から1年以上経過した者
- ② 次に掲げる施設または事業を離職後、1年以上経過した者または当該施設または事業に勤務経験のない者
  - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所および幼保連携型認定こども園
  - イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
  - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
  - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
  - オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- ③ 保育所等に新たに勤務する者

#### 2. 貸付額

平成30年度においては、400,000円以内（1回限り）

#### 3. 貸付利子

無利子（ただし、返還期限が過ぎた場合は延滞利子がつきます。）

#### 4. 連帯保証人

独立の生計を営む成年者1名をたてなければならない。

#### 5. 返還免除

滋賀県内の保育所等において児童の保護等の業務に2年間引き続き従事したとき。

#### 6. 申請に必要な書類

- ①保育士就職準備金等貸付金申請書
- ②保育業務従事（予定）証明書
- ③保育士証の写し
- ④住民票（発行後3ヶ月以内のもの。）
- ⑤滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類

7. 申請期間

就職した日の属する月の翌々月の末日までに申請してください。

8. 申請方法

滋賀県保育士・保育所支援センターを經由してお申し込みください。

【宛先】〒520-0044 大津市京町四丁目 3-28 厚生会館 1 階

滋賀県保育士・保育所支援センター

TEL : 077-516-9090 (持参の場合のみ事前連絡要)

9. その他

- ① 審査のうえ、貸付の可否を決定するものとする。
- ② 制度詳細は、ホームページに掲載します。

10. 問合せ先

〒525-0072 滋賀県草津市笠山 7 丁目 8-138 (県立長寿社会福祉センター内)

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

TEL : 077-567-3925 FAX : 077-567-3928

※5 月以降電話番号が変わります。